

議案第103号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第14条第2項中第22号を第23号とし、第3号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の市規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第14条第3項中「前項第14号から第17号まで」を「前項第3号及び第15号から第18号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第14条第2項第7号」を「第14条第2項第8号」に改める。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。